

平成27年12月4日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
8番	石山忠	議員	9番	阿部清	議員
10番	沖津一博	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

7番 太田芳彦 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	局長 補佐	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第3号

第4回定例会

平成27年12月4日(金)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

再開 午前9時30分

○国井輝明議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、7番太田芳彦議員であります。

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成27年12月4日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	地域医療環境について	(1) 寒河江市医療の現況について (2) 妊娠、出産、小児医療について (3) 今後の取り組みについて (4) 西村山地区1市4町の医療の現況について (5) 1市4町の中核都市としての今後の取り組みについて	9番 阿部 清	市長
9	新規就農者支援について	(1) 新規農業者(後継ぎも含む)を目指す若者の強化策について (2) 企業性のある農業を進める若者の育成と踏み込んだ支援について (3) 新規就農者を受け入れる農業者へ		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	生活環境について	の支援について 市街地を流れる用水路、排水路について (1) 要望書の提出とその取扱いの仕組みづくりについて (2) 農業用水の活用について		市長
11	防火施設の状況について	防火水槽・消火栓の管理状況と課題について	13番 柏 倉 信 一	市長
12	ふるさと納税制度について	(1) ふるさと納税制度の取り組み状況について (2) ふるさと納税制度を活用した交流人口拡大策について		市長
13	TPP問題について	県や自民党等で対応策が検討されているとの報道がされているが、合意内容と本市の対応策について	15番 内 藤 明	市長
14	アベノミクスの経済効果について	安倍内閣が肝いりで進めた経済政策がもたらした本市への具体的な経済効果について		市長
15	地方創生について	来年1月に予定されている「雪祭り」の具体的内容について		市長
16	空き家対策について	本市における特定空き家の実態と対応策について		市長
17	教育と子どもの貧困について	本市における子どもの貧困の実情と対応策について		教育長

阿部 清議員の質問

○国井輝明議長 通告番号8番から10番までについて、9番阿部 清議員。

○阿部 清議員 おはようございます。

ことしもさまざまな出来事がありました。1年は非常に早いものでありまして、師走を迎えてしまいました。来年は穏やかな年になることを願っているところであります。

私は新政クラブの一員として、8番、9番、10番について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

さがえ未来創成戦略、まち・ひと・しごと創生法が平成26年に施行され、本市の人口減少を食い止め、将来にわたって活力あるまちづくりの戦略であります。本市における人口減少対策などきめ細かな分析と現状と課題の整理を行っており、目指すべき将来の希望ある未来をつくるために、1つは魅力ある仕事の機会創出による農業支援、企業支援、企業誘致、創業支援を行い、社会動態の改善を目指していく。2つには、地域資源を磨いて、魅力を発信することにより観光振興、移住及び定住支援を行い、社会動態の改善により交流人口をふやしていくことを目指す。3つには、結婚、出産、子育て施策

の充実による出生率、出生数の向上を目指したきめ細やかな戦略を策定した、さがえ未来創成戦略概要が平成27年10月に発表されました。

しかし、医療に関する取り組みについて示されておりませんでした。医療は、出産から子育て、そして高齢者まで幅広い分野であり、地域医療は市民にとって身近な自分の健康を守る重要な位置を占めていると思いますので、質問をさせていただきます。

通告番号8番、地域医療環境について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

阿部議員から、まず地域医療の環境についてということで御質問がありましたが、子供からお年寄りまで誰もが健康で安全に安心して暮らせる地域社会の形成というものが大いに望まれている中であって、多様な医療ニーズに対応できる医療供給システムの確立というものが大いに求められております。寒河江市におきましては、これまで新第5次振興計画に基づきまして、地域医療体制の充実、そしてその推進を図ってきたところでございます。

その現状についてどうかということですが、御案内のとおり寒河江市には地域医療の中核的な役割を担う寒河江市立病院を初めとした病院が2カ所、それから診療所が29カ所、歯科診療所が20カ所ございます。身近な医療機関として、大変大きな役割を担っているというふうに思っているところでございます。

また、寒河江市を初めとして西村山の1市4町と寒河江市西村山郡の医師会が共同で設置運営している訪問看護ステーションがございしますが、そこでは在宅医療の中心を担っていただいておりますが、高齢化が一層進む中でその役割というのがさらに重要になってきているというふうに思っております。

また、救急医療については市内各診療所の

方々から協力をいただいて、休日における一時診療の在宅当番医制が運営されております。また、入院や手術を必要とする2次診療については、市立病院、それから県立河北病院を初めとした公立病院が機能を分担しているところであります。

また、高度急性期の患者が発生した場合などは、ドクターヘリの出動を要請するなど、そういう体制が整ってきつつあるというふうに認識しているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま、詳しくありがとうございました。

本市の医療現況につきましては、今市長のほうから伺いましたけれども、非常に充実している状況であります。2番の本市の妊娠、それから出産から小児医療の現況と課題について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 小児医療の現況については、御案内のとおり寒河江市では専門に小児科を標榜する医療機関は1施設であります。産科については、2施設という状況であります。ちなみに、平成26年度における母子手帳交付数から見ますと、これは全体で292件の交付が平成26年度はございましたが、そのうち市内産科医療機関を受診された件数は191件で、65.4%でございます。残りの34.6%が、市外の医療機関を受診されているという状況であります。

また、乳幼児の定期予防接種の状況については、全体で7,578件の接種がございましたが、市内医療機関での接種が6,073件ということで、80.1%でございます。残りの19.9%については、近隣の市町の医療機関からの御協力をいただいているという現状であります。

そういった現状で、小児医療体制の充実というのは課題の一つというふうに認識しているところでございます。

てくるというふうに思います。そういった意味で、介護さらには福祉全体の分野との密接な連携というものが求められるという状況にあるかと思えます。

また、一方で、先ほど阿部議員御指摘ありましたが、住民の皆さんの受診行動というのは広域化しているわけでありまして。寒河江市内のみならず、西村山郡のみならず、さらに山形、天童など広域化しているということでありまして、そういった意味で山形市内の山大的附属病院でありますとか、県立中央病院などを初めとした高度急性期病院と西村山郡の病院診療所との連携、さらには機能分担というものを十分検討していく、そしてきちっと連携と役割分担をしていくということが、限られた医療資源の中で有効に機能するということになるのではないかと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

今、市長から伺いましたけれども、西村山地区というのは非常に医療環境的にはいいんだなというふうに思いました。その中で、高度急性期医療ということで、山大的それから中央病院というふうな考え方でありますけれども、やはりそこまで行く段階、1次、2次の中で西村山地区の1市4町の中核都市として、寒河江市としての今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 1市4町の中心としてどういうふうに、この医療供給体制の充実強化にどう取り組むのかという御質問であります。先ほど申しあげましたが、この住民の皆さんの医療のニーズが多様化して、広域化している。そして、医療供給者、供給する側についても高度化、専門化しているという状況の中でありまして。そうした中で、寒河江市、そして西村山全体の良質で安心できるような医療供給の体制を確立し

ていくということになりますと、救急医療、さらには3次の高度医療というものを全体の視野の中に入れて、広域的な医療のネットワークの構築ということを前提にしなければ、限られた医療資源を有効、適切に活用していくことにはなっていないというふうに思います。

何を言っているかということ、寒河江、西村山だけでなく、村山全体の中での医療供給体制というものを視野、頭の中に入れながら、検討を進めていかなければいけないのではないかと、いうふうに思っているところでございます。

現実的にも西村山と、そして北村山と山形周辺とこういう3つの細かく分ければ医療圏があるわけでありましてけれども、その中で西村山の医療体制を確保、継続していくということについて、どういう役割を果たしていくことになっていけば確保できるのかということを実際に考えていかなきゃならないというふうに思っています。

何でこういうことを申しあげるかということ、現在県においては村山、最上、置賜、庄内といった大きなブロックを圏域とする、2次医療圏ごとにこうした医療体制を検討する地域医療構想の検討が始まっているということになっていきます。

そういったところでありますから、我々としてはこういった動きなども十分踏まえながら、もちろん医師会を初め関係機関と十分連携をしながら寒河江、西村山の地域における医療機能の充実強化を図りながら、市民の安全・安心の構築というものを図っていく、さらに一層の努力をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長からは、今非常に詳しい話をありがとうございました。

やはり、今市民の皆様方は出産にしても妊娠にしてもそうですけれども、広域化それから高

度化というのはやっぱり求められておりますので、市内だけでなく、やっぱり市外のほうにもいろいろと行かれている傾向はあると思いますけれども、今御説明の中で市としては救急、それから3次の取り組み、それから広域のネットワーク等々を組み合わせておりますけれども、村山全体としての医療の考え方というのはわかりますけれども、やはり寒河江市に県外、それから市外から若者が移住、定住を、住み続けられるような環境づくりをするためには、やはり本市が暮らしやすい環境整備なども必要だと思いますので、また本市で人口の流動を食い止められるような施策づくりというのは、非常に大切なものになってくるのかなと思いますので、今後とも切れ目のない支援というものをよろしくお願いを申しあげたいと思います。

続きまして、通告番号9番の新規就農者の支援について伺います。

高齢化していく農業者や農業従事者の減少している中、11月27日、農林水産省から2015年農林業センサスの調査結果が発表されました。その中で、大黒柱とも言える働き盛りの世代の落ち込みが、減少している傾向ある中、本県の新規就農者が2010年以降、ふえ続けているというニュースがありました。また、農家出身者でない人の参入が、農家出身者のUターン就農を初めて上回ったとの新聞記事の報道もありました。

問題は、本市でありますけれども、さがえ未来創成戦略案で示された魅力ある仕事の機会を創出し、新しく農業に係る新規就農者や後継ぎ、Uターン者などの若者の確保が近々の問題と示されております。将来の農業を担うリーダーとして経営感覚にすぐれた担い手を育成するには、本来の本市のリーダーの人材力の確保にもつながるものだと思います。

まず、最初に新規就農を目指す若者の確保の育成と強化策について伺います。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新規就農者の育成、確保、大変重要なテーマでございます。寒河江市の新規就農者の状況については、先般策定をしたさがえ未来創成戦略の中でもまとめているわけですが、平成22年から26年までの5年間、累計で53名が新たに寒河江市内で就農をしているということでもあります。

内訳といたしましては、新規学卒就農者が11名、農家出身者で他産業に従事した後に就農したUターン就農者が23名、非農家出身者で新たに就農した新規参入就農者が19名となっております。そういった意味で、県全体の数字とは若干逆になっているようではありますが、これが寒河江市の状況だというふうになっております。

寒河江市におきましては、この新規就農者の支援ということで、これまでも就農後、経営が安定するまでの最長5年間、農業所得を支援する青年就農給付金、また生活基盤整備のための農業用機械などの導入を支援する経営者育成新事業など国の制度を活用して支援を行ってまいりました。

また、市の独自の支援策として担い手新規就農者支援事業というのがございますが、これでは農業用機械導入のほか、農地の賃借料や海外農業研修への補助なども行っております。また、さらに寒河江市農業後継者育成事業におきましては、農業後継者や新規就農者が組織する団体が講演会や視察研修などを行う場合には、活動の経費に対する補助を行ってきております。

そのほかにも寒河江市新規就農者支援育成協議会というものを設置いたしまして、県の西村山農業技術普及課、さらには市の農業委員会、JA、寒河江市農業士会などと連携をして、農業経営に関するさまざまな相談や情報提供を行っているところであります。

また、この12月、そして来年の2月には、東京で開催されます新農業人フェアにおきまして、農業に興味のある社会人や学生、求職中の方々

に対して寒河江市の農業について直接PRをして、就農への情報発信を行って、新規就農者の掘り起こしを積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

市といたしましては、今まで申しあげましたが、この新規就農者の経営安定に対する支援策の強化というのは、今後の寒河江市の農業の担い手確保を図る上で極めて重要な施策であるという認識を持っておりますので、引き続きその充実、強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

今、新規就農を目指す者ということで、26年まで53名ということでありましてけれども、今未来創成の中では今後27年から70名を予定しているということでありまして、目標に近づけるように、またそれ以上になるように期待をしているところであります。

それから、新規就農者に対する支援ということで、今さまざま市長のほうから話ありますが、少しでも多くの予算をとっていただいて、支援のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

2番の企業性のある農業を進められるような育成と踏み込んだ支援について伺いたいと思います。

高齢化によりまして農業従事者が減少していくなれば、新規就農者が規模拡大を行い、生産拡大を試み、生産効率を上げ、安定した農業を行えるような農地の確保、それから技術向上、販売確保、施設整備の充実などが必要になっておりますが、先ほども市長のほうで申しあげましたが、いろんな支援を強化していくこととありますので、補助制度の確保が求められると思いますので、それについてお伺ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 企業性のある農業を進める若者の育成という観点で言えば、農業をよりビジネスとして自立させていくということが必要になってくるというふうにも思います。これまでの農業の方が市場へ出荷するというだけでなく、消費者へ販売をしていくんだという意識を強く持っていくということが必要になってまいりますし、ますますそういう意味でビジネス化ということで商品の開発あるいは経営能力というものが重要になってくるのではないかとこのように思います。

TPPなどによって今後増加するであろう外国産の農産物との競合なども視野に入れていきながら、消費者の意識、消費地の動向なども迅速に把握をして、そして的確に手を打っていく。そのための生産する農産物の選択やら、あるいはまた消費地へのPRやらというものを十分に検討して進めていくということが今まで以上に必要になってくるんだというふうに思います。

そういう意味では、農業者の方のみならず、もちろんJAなどの農業組織、さらには市を初めとした行政の組織などが一緒になって連携をしながら研究をしていくということも必要でありますし、また農業経営の法人化、それから6次産業化なども十分進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

いずれにしても、寒河江市だけでなく国や県などのそういう施策と連動をしながら、連携をしながら、我々としてもさまざまな分野の支援策というものを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

やはりこれからの農業はビジネス化、それから自分で販売をしていくこと、やっぱり規模を拡大しながら本当に企業的な感覚で農業をやっていく必要性はあるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、新しく本市のほうに新規就農を目指してくる若者というのは、まだ安定した収入がない状況ということもありますので、それで農業経営を行っていかねばならないということがあります。そんな中でありますので、空き家とかそれからアパートなどを借り上げて、本市に住むために安く借り上げて提供できるような支援策などもできればお願いをしたいと思っております。

それから、6次産業化の中で今、女性、御婦人を使った取り組みなども新聞等で報道されておりますので、その辺のところも考慮をしていただければ大変ありがたいと思います。

続きまして、3番のその新規就農者を受け入れる農業者への支援について伺いたいと思えます。

今、2日の一般質問でも佐藤議員のほうからありましたが、認定農家255名の中で担い手が33名ということでありましたけれども、やはり1人でもやっぱり2人でも多くの新規就農者が育つような取り組みが必要なのかなと思います。その中で、受け入れ農家への支援について伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員御指摘のように、新規就農者を育てていく、そのための受け入れる農業の方が拡大していくというんですかね、充実をしていくということもやはり極めて大事だというふうに思っております。寒河江市におきましては、新規就農を目指す農業研修生を受け入れてくださる農業経営者の方、3名いらっしゃいますが、現在1名の農業研修生を受け入れていただいております。

また、雇用就農者の育成を目的として、国の制度ではありますが、農業法人等が雇用就農者を正社員として雇用した場合に、雇用経費の一部を支援する農の雇用事業を活用して、6名の農業経営者の方が9名の雇用就農者を受け入れ

ていただいているところでございます。

御指摘のとおり、新規就農者の方が農業経営を安定させていくには、一つには技術の習得も大事でありますし、もう一つはやっぱり経営方法、経営というものを習得していくというものが必要でありますので、そういう意味で就農の実務研修というのが極めて大切であるというふうに思っております。そのためには、先ほど来申しあげておりますが、受け入れ側の農業者の方の確保というものが必要でありますから、その際、受け入れる際の負担軽減のための支援策なども重要だというふうに認識しているところでございます。

寒河江市としても、こうした受け入れる農家の方を拡大するための独自の支援策などについても、現に受け入れている農業者の方の皆さんの声、意見なども十分お聞きをしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

ただいま市長のほうから、6名の受け入れ農業者が9名の正社員として雇用をしているという話を伺いました。その受け入れている農業者の方が本当に、この新規で就農している方々が今後、一人前になるまで相当の期間が必要になってくるのかなと思いますので、支援というものをよろしくお願ひしたいと思えます。

通告番号10番、生活環境について伺います。

市街地を流れる用水路、排水路など市内を流れる水路について伺います。要望書の提出とその取り扱いの仕組みについて伺います。

寒河江地方創生の取り組みの中で、本市の人口ビジョンによりますと若者の定住や移住、Uターンによる若者などによる人口拡大も視野に入っております。新しく本市において生活していく上で、新築、空き家活用、中古物件活用など地域の中に初めて生活する市民がふえていく

水が農産物に提供されていることも承知しております。

寒河江市は、最上川と寒河江川に囲まれた扇状地であり、水の豊かな環境にあります。その豊かな水を農閑期の二の堰の側溝や水路を利用した狭い道路や除雪しにくい場所の雪対策に使用できないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 二の堰については、以前は非かんがい期には水を流していないということでありましたが、現在は沼川水環境改善事業として通年、水を流しているという状況にあります。先ほど来御質問もありましたが、住環境向上のために市街地の農業用水路へ一定水量の水を通水するという点については、農業用水路を管理している土地改良区との協議を行うということが当然必要になって、その協議が調った上で通水をするということになるかというふうに思います。

ただ、その際には例えば水路の泥上げなどの維持管理をどうしていくのか、誰がするのか、あるいはこの御質問は冬期間の融雪に使用するという点で御質問があったわけですが、雪が詰まってあふれ出た場合のトラブルなどについてどうしていくのかなどについて、いろいろ協議をした上でいかなきゃならないというふうになるかというふうに思います。

例えば、三泉地区の道生堰などに例があるわけですが、管理責任者を置いていく、さらには使用のルールを取り決めなどをしていくなどということ、地域の皆さんと土地改良区、さらに行政も一緒になって、ルールづくりというんですか、体制づくりというものも必要だということによって、御要望の実現が図られていくというふうにも思いますので、その辺のところを十分御理解いただきながら、市としても相談に乗りながら対応を進めていきたいというふう

に考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

やはり市民が住みやすいようなまちづくりをしていくということは、やっぱり官民協働の参画によつての生活環境というものをつくっていかなければならないのかなと思いますので、やはり地域ともいろいろ話をさせていただいて、必要なところは今後よろしく御協議をお願いしたいなと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

柏倉信一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号11番、12番について、13番柏倉信一議員。

○**柏倉信一議員** おはようございます。

私にとってしばらくぶりの一般質問でございます。与えられた持ち時間を有効に活用させていただき、観点から、早速通告番号に従い質問に入らせていただきます。

通告番号11番、防火施設の状況について。

防火水槽、消火栓の管理状況と課題について伺います。

現在、設置されている防火水槽は、消火のための水を40トン保有されており、この水量は1台のポンプ車で放水活動を約40分継続できる量と伺っており、この40トンの水は木造の建物1件を消火する時間の目安、目標を約30分ということから、余裕を持って防火水槽の貯水量が定められたと伺っております。

改めて申しあげるまでもありませんが、火災発生時の消火活動において一番重要なのが水であり、最近3.11の大災害を初め、近隣においても大きな災害に遭遇しております。

そこで伺います。防火水槽、消火栓の耐震対策はどのように取り組まれているのか。また、

防火水槽、消火栓の漏水、破損などの管理は地元消防団に委ねられていると思いますが、どのような指導をしておられるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 柏倉議員からは、防火水槽、消火栓の管理状況ということで御質問ありましたが、防火水槽についてはことし、今年度も1基設置をさせていただいておりますけれども、これ耐震対策ということになりますと、今から20年前の平成7年の1月17日に発生をした阪神・淡路大震災の教訓をもとに、耐震設計基準に適合した工場製造の2次製品の防火水槽を設置しているところでございます。

また、消火栓についてであります。現在耐震基準というものがありませんけれども、維持管理上、例えば車両などが追突をしたり消火栓が倒れた場合でも、水が噴き出さない構造になっております。さらに、消火栓には個別に仕切弁が設置されておりますので、地震などにより仮に消火栓が破損しても水漏れを起こさないようにしているところでございます。

そうした施設の維持管理であります。防火水槽の維持管理については漏水、水量確認のための点検を各地区の消防団に依頼をしているところでございます。また、冬期間においては、防火水槽の鉄ぶた部分、さらには消火栓周りの除雪についても消防団をお願いをしているという状況になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただきました。

耐震対策も対応されておられるようですし、地元消防団に対する指示系統もでき上がっているようで、安心をしたところでございます。

大災害においては、どうしても断水の可能性が当然出てくるわけで、消火栓の活用に問題が生ずるようなことも多々あると伺っております。こうしたことから、地震などの大きな災害時に

おける火災の対応となれば、防火水槽に頼る部分が大きいと思いますので、今後も耐震対策を引き続き進めていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、9月議会の常任委員会でお尋ねをしましたが、現在市内には防火水槽が419基設置され、そのうち333基は民地に、そして消火栓の設置数は703基あるように伺いました。

そこで伺いますが、防火水槽、消火栓の設置いただいている民地には、何かしらの優遇措置は何かあるのか、また地権者との賃貸契約はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防火水槽、ただいま御指摘ありましたとおり、平成27年3月現在で市全体に419基設置しております。そのうち、私有地に設置されているものは333基となっているわけでありまして。また、消火栓については全体で703基ございますが、このうち私有地に設置しているものは172基となっております。

私有地に設置してある防火水槽、消火栓については、土地所有者の方から御協力をいただいて無償で設置させていただいております。税、その他の優遇措置については、特にございませ

ん。これまで、防火水槽、消火栓の設置場所については、地元町会で御検討をいただいて、土地所有者の方から承諾していただいた後に、市が設置工事を行っているのが通例、一般的でございます。その場合、地元町会と土地所有者の方の間では文書での取り交わしはなく、口頭で承諾をいただいているのが現状のようでございます。

また、土地所有者の方と寒河江市との間につきましても、契約書による締結はありませんが、口頭による使用貸借がなされているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 市長から答弁をいただいたわけですが、広域消防本部のお話によれば、防火水槽419基、消火栓703基という数は、寒河江市の戸数からすれば恵まれている数というふうに伺っております。数が多い分だけ、当然消火活動がしやすいということになります。民地に設置していただいている数からしても、防災意識に対する市民の理解、協力が得られている証拠かもしれません。

しかしながら、防火水槽、消火栓の設置が始まってかなりの年月が流れているというふうに思います。先ほどの市長の答弁にもあったとおりだと思っております。そんなことで、当時設置に理解を示し協力した当事者も、依頼した方も他界をされている可能性も多いのではないかとこのように懸念を抱くところでございます。当然のことながら、当時の経緯を知らないままになっていることと思われまます。時間が経過するにつれて、現在の所有者とトラブルが生じる可能性もないとは言えないのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。地権者からすれば、当然土地利用が制約されてくるわけで、多少なりとも税負担を強いられることとなります。こうしたことを視野に置くと、地権者との信頼関係や責任の所在を明確にする意味でも、市と地権者が直接賃貸契約を交わすべきと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげたわけでありましてけれども、口頭ではありますけれども防火水槽、消火栓の用地について市がお借りをして設置をしているということになるわけでありまして。当然のことながら、防火水槽の漏水あるいは鉄ぶたの破損、そして修繕などについては市が対応するということになるわけでありまして。

また、土地の利活用上、制限をされるということになります。構造物の上のほう、上の部

分については使用可能ということになりますので、利用していただいて結構だというふうになるわけでありまして。

この土地の所有者と市との契約関係などについては、他の自治体においても土地の借用について契約書を締結しているところもあるというふうに聞いておりますから、そういったところの事例なども十分我々としては参考にしながら、土地の使用目的、維持管理などを明確にしていくということは、御指摘のとおり今後必要なのではないかとこのように思っておりますので、土地の賃貸契約書の取り交わしについて前向きに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 市長には私の意図するところは御理解をいただいたというふうに思いますし、ぜひそのような方向で進めていただきたいというふうに思います。

今後においても大規模な宅地開発等が行われることなどがあれば、当然のことながら消防法に基づき防火水槽あるいは消火栓の設置が義務づけられることも予想されるわけですし、現在設置されている場所だけでは不十分な地域も出てくる可能性もあると。土地の協力をいただく上ででき得るなら何かしらの、優遇措置がなされれば一番よいと思っておりますが、これまで無償で提供していただいた方々のお立場や現在設置されている箇所数を考えると、なかなか予算規模も大変なものになるというふうなことも当然想定されるわけで、当面は市と直接契約を交わすというようなことで市民の方にも防災対策に対する御理解、御協力をいただければというふうに思いますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思っております。

次に、通告番号12番、ふるさと納税制度についてお伺いをしたいと思います。

寒河江市は、ふるさと納税に関するバナー広

告を楽天、ふるさとチョイスに掲載しているようですが、ふるさとチョイスに掲載されている我が寒河江市の実績を見ると、平成20年から取り組みが始まった中で、20年から25年までは件数においては16件、金額で1,761万円が最高と記載をされておりました。平成26年で一気に941件、2,300万円の数字となり、ことしはさらに大ブレイクをしているというふうに伺っております。改めて、ふるさと納税制度の取り組み状況について伺いをしたいと思います。

我が寒河江市におけるふるさと納税額は、前年度と比較してかなりの成果となっているようですが、改めて前年対比を含め現在の実績をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ふるさと納税の取り組み状況について御質問ありましたから、早速お答えをしたいと思います。平成26年度の納税実績については941件、2,312万余円とこういうふうになっております。今年度、27年については、国の税制改正あるいはクレジット決済の環境整備などによりまして順調に推移をしております、10月末現在の実績では、件数として2万4,341件であります。そういうことで、20倍以上ということですかね。金額にして、実績ですけれども、約5.6億円という実績になっております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 少し数字に興奮をしてしまいました、手を挙げるのを忘れてしまいました。失礼しました。

私が想定したよりももっと伸びている数字というようなことで、大変素晴らしいなというふうに思いますし、市長は多分謙遜しておっしゃったんだろうなというふうに思いますけれども、諸般の状況でというような表現もされましたが、何もしないところにこのような結果がついてくるわけではないわけで、当然のことながらさまざまな裏方の努力、あるいはいろんな関係の方々

の御尽力があつての功績ではないかなというふうに思います。

大変、師走を目前にしてなかなか明るい話題がない中で、市民にとっては大変光明というか元気の出る答弁をいただいたなというふうに伺っております。

若干、これは私の個人的な主観なのかもしれませんが、少し残念だなというふうに思うのは、こうした素晴らしい実績ができていながらもかかわらず、意外と市民各位には周知がなされていないのかなというふうに思います。たまたまなんですが、この前の日曜日に私、数名の市内の御夫妻の方々と懇談をする機会を頂戴したものですから、何か議員として話すことはないかというふうに言われたので、このふるさと納税のお話をさせていただきました。大変びっくりされまして、また非常に喜んでおられました。意外とやっぱり、少し年齢層の高い方々、あるいはこの施策の中身の関係だと思えますが、ITCに余り理解を得られていない方にとっては、この制度というのはまだ浸透し切っていないのかなというふうに思っておったところです。当局を通じて市報、ホームページ等々を活用して、周知を図ることも当然のことだと思いますけれども、我々議員もできる限りいろんな機会を捉えて、スピーカーが16もあるわけですから、ボリュームをいっぱい上げて市民の方々にわかりやすく、そしてまた寒河江市における実績等々も周知することに一役を買っていかなくてはならないなと改めて思ったところでございます。

次に、寒河江市の場合、この寄附金の使途について8つの事業の中から指定できるというふうになっておりますが、この御指定いただいている順位というのはどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 10月末時点において5.6億円、

実績として上がっているわけでありませけれども、一番指定された事業として多いのは、次世代を担う子供たちの育成に関する事業というのが一番多いところで、金額的にですね、多いところでもあります。

次は、この8つの指定された事業、使途以外に市長が必要と認める事業ということになっておりますが、特にないけれども、いろいろ市で頑張ってくださいという意味だというふうに思います。

3つ目は、さくらんぼのまちづくりに関する事業というふうになっております。ちなみに、4つ目は地域福祉の充実に関する事業というふうに、そういう順番になっているところがございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** ありがとうございます。

8つの中で、2番目が市長の裁量にお任せをするというような順位になっているということは、市長も責任上、大変だなというふうに思っただけで伺っておりましたが、寄附をいただいた方々がどのような目的で寒河江市に大事なお金を寄附していただいたと、その動向というのはどういふふうになっているのかということをしサーチすることはとても大事なことでというふうに思いますので、今後の動向も注視をしていただきたいというふうに思います。

次に、納税額から返礼品や事務費などを差し引いた自主財源として利用可能な金額はどれくらいになるのかお伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 当然、返礼品に要する代金があります。それから、郵送経費などがありますし、またさまざまな手数料、さらには人件費なども必要なところでもあります。一応、5.6億円の10月末で実績がありますが、まだ精算ができていないので、正確な数字はなかなかお答えできないというふうに現時点ではありますが、大体

5.6億円のうち手元に残ると申しましょうか、いろいろ経費を差し引いた残りの額というのは1.3億円ぐらいなのかなと。パーセンテージにすると23%ぐらいなのではないかというふうに見込んでいただいております。

ただ、これは10月末時点での5.6億円なので、今議会にも御提案申しあげて、補正予算を申しあげているので、最終的な見込みではないということをお理解いただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 23%ぐらいというような答弁をいただきました。

私は先日、天童市にお邪魔をいたしまして、少し勉強をさせていただいてまいりました。天童の担当の方のお話を聞きましたところ、大体天童市の場合は自主財源というようなことで、使えるパーセントが約25%ぐらいというようなお話をされておりました。単純に、行政がやることなので必ずしも手元にお金が残ればよいというようなものでもないと思いますし、この制度上、いろんな波及効果を期待しての制度なわけで、一概に数%が行ったから、下がったからというよりも、総合的な効果というものを十分加味した上で分析をしていく必要があるのではないかというふうに思います。

よく行政の中で言われる言葉に、例えば1億の財源があれば10億の事業ができるというようなことをよく言われるわけで、そういう意味合いからするとかなりの期待のできる数字ではないのかなと。もちろん、この納税制度がずっと恒久的に継続されるかどうかはわからないにしても、結構期待していい数字だというふうに評価をさせていただきたいというふうに思います。

続いて、返礼品についてお伺いをしたいと思います。

我が市の返礼品の中で、特に、ふるさとチョイスを見せていただくと特に米、はえぬきだと思っておりますが、あれのとおりだとすると、全国ナ

ナンバーワンというようなふうに見えるわけですが、返礼品はどのようなものが人気なのか、また納税者をどのように分析しておられるのか、口数、地域別などデータがあればお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 希望する返礼品のうちで申込件数が多いのは、先ほど御指摘ありましたけれども、米、清流寒河江川育ち山形産はえぬき、というのが一番多いわけでございます。2番目がさくらんぼ佐藤錦1キロ、3番目が山形牛Aコース、これはAコースというのとBコースというのがあります、Aコースというのが1万円コースですね。Bコースというのが2万円コースですね。そういうふうになっております。

また、納税者、寄附者の住所を都道府県別に分析しますと、東京都の方が4,987件で、全体の21.5%ですね。次に多いのが神奈川県2,826件で12.2%、次が大阪府1,947件で8.4%、次が愛知県で1,897件、8.2%ということであります。

今言った上位の4都府県で50%を超えているというのが実情、実態であります。

また、寄附金額、何種類かあるわけでありませうけれども、一番多いのが3万円コースであります。1万3,846件、これはお米が多いのかというふうに思いますが、次が1万円コース、1万2,026件、次が2万円コースが2,540件というような状況になっております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 答弁をいただきました。ありがとうございます。

やっぱり天童市さんも似たような傾向だなというふうに伺っておりましたけれども、大体天童市の場合は関東方面、茨城から神奈川に至るまでということになるわけですが、ここで大体50%というようなことで、今市長の答弁にもございましたとおり、東京、神奈川、愛知、そして大阪と個々の都道府県だけをトータルし

ても、やっぱり半分ぐらい、50%ぐらいいくというようなことで、このふるさと納税制度の仕組みそのものがやっぱり大都市には非常に理解をいただいているというか、有効に活用されているのかなというところが分析として出てくるというふうに思いますし、やっぱりどのような中身になっているのか分析をするのは、常にこれは大事なことだというふうに思いますので、先ほど来と同様に動向をぜひ注目していただいて、絶えず分析をしていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、寒河江のブランドにはラーメンとかバラとかというふうにありますし、またそばなんかは単品で返礼品に加えてみてはというふうに私は考えるんですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この返礼品のリストというんですかね、載せるということ、大変いろいろ我々も工夫をして、また苦勞もしているというのも現実としてあります。要するに、提供者の御理解をいただかなきゃならんということがもちろんありますし、もう一方で数が多くなるということも想定されるので、ある程度の量をきちっと提供、どのくらいの量まで提供できるかということをやったり想定していかなくちゃならんというところがあって、いろいろメニューに載せる際は苦勞しているわけですが、今御提案ありましたけれども、バラなどについてはバラ風呂セット、さらにはそばについては、これは単品ではありませんが、日本酒との詰め合わせセットなどというものを返礼品に加えているところがございます。そういう意味で、ラーメンなどについてはまだメニューに加えておりませんから、ぜひ提供者側と十分我々も協議をさせていただいて返礼品に載せていけるように検討していきたいというふうに思います。

また、そばについてもぜひ単品で載せていけ

るように検討したいというふうに思います。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 先ほど来、返礼品に少し追加していただいていたというふうな質問をさせていただきましたけれども、中でそばというふうなものも出ささせていただきました。たまたま私の趣味がそば打ちということもあって、そばと出すと何かまた引き水かなというふうにとられると困るんですけども、こういう質問をさせていただいたのは、平成26年度末に楽天トラベルが行ったアンケート調査、これによれば山形県に来ておいしいと思った食べ物ランキング、1番が芋煮と、2番がだだちゃ豆、3番が米沢牛、4番が板そば、5番が冷たい肉そばというふうになっているそうです。さらに、10回以上の来県者のランキングで1番が芋煮と、2番が冷たい肉そば、3番がだだちゃ豆で4番が板そば、5番が米沢牛というふうに報じられておりました。そば系統は山形県の食の中では安定した人気があるというようなことで、またもう一つの理由には市長の答弁にもございましたが、天童市の返礼品のリストは、全体で153品目というふうになっておりました。この153品目の中で需要がゼロだというのは、5品目というふうになっておりました。そのようなことで、とにかくいろんな品を返礼品に加えてみて、反応を試してみるということはあってもいいのかなというふうに思って御質問をさせていただいたところです。

続きまして、ふるさと納税制度を活用した交流人口の拡大策についてということでお伺いをしたいと思います。

ふるさと納税制度の返礼品に、さくらんぼ、ブドウ、イチゴ狩り等々の入場券を1口につき数枚程度加えてみてはと思うのですが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市として今現在、寄附をいただいた方に返礼品のみならずいろんなパンフレットなどもお渡しをして、同封をさせていただいておりますが、観光パンフレットのみならずさくらんぼ狩りの際の割引券などを一緒に同封をさせていただいて、できればこちらのほうにも来ていただきたいなどということをお願いしております。

そういう意味で、割引券のみならず入場券をどうかというような御提案でありますので、我々も来年などに向けて、その点は関係団体などともいろいろ充実について検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 御検討をいただけるということでございますので、ぜひひとつよろしくお伺いをしたいというふうに思います。

最近の傾向として、さくらんぼそのものの売れ行きはある程度安定しているものがあると思いますが、観光のほうは団体の客数が減少しているというようなことで、下がりぎみだというようなお話も聞いておりますし、誘客を進めていく上でも、少なくともトライしてみる価値はあるのかなというふうに思ってお尋ねをしたところです。

先ほどの市長の答弁の中に、割引券等も同封しているというようなこともございました。天童市の場合は、天童天童と引き合いに出してあれですけども、御案内のとおり将棋の駒のストラップに名前を入れたものを返礼品として、とにかく寄附をいただいた方全員にお配りをしているというようなことのようにございます。結構それもそれなりに人気がございます、聞

くところによるとそれをいただくのは8カ月前だなんていうようなことで、相当の数なんだなというように改めて認識をしたところですけれども、ある意味では市長のおっしゃられた寒河江としては徹底的にさくらんぼをアピールするというのであれば、割引券なんかも一つの考え方なんだろうなというふうに思ってお聞きをしていたところです。

最後の質問になりますが、旅館組合、タクシー会社等々の関係団体と連携をとる必要があるというふうに思いますが、単純に宿泊券というように返礼品に入れるのではなくて、祭りツアーとか、あるいはさくらんぼ狩りとかイベントとセットにしたような返礼品などは、これは交流人口の拡大につながるのではないかとこのように思うんですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどさくらんぼ狩りの入場券のお話がありましたが、入場券を同封してもそこに行くにはどうしたらいいんだということになろうかというふうに思います。半分の人が大都市圏の人でありますから、そういう意味では輸送、こちらに来る足について支援をしていきながら観光に来ていただく、その際にはいろんなイベントなどもある時期に来ていただくなどということが大変有効なのではないかというふうに思っているところです。

そういう意味では、現在6万円以上の寄附の返礼品として寒河江温泉のペア宿泊券というものを用意させていただいております。また、返礼品でございませぬけれども、ことし、さくらんぼ狩りをする際の観光客のタクシー料金ですね。駅からとかそういうところから場所まで行くときのタクシー料金などについて割引をさせていただいているのが、ことしそういうふうに取り組みさせていただきましたが、それを、全体をセットでして返礼品として提案をするとい

うことについては、大変我々もアイデアとして何とか実現をしていければなというふうに思っているところでもありますので、これも相手がある、相手というか関係団体と十分協議をさせていただいて、できれば実現に図りたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** これまでいろいろと質問をさせていただいて、私の意図するところはお酌み取りいただいているというふうに思ったところです。総じて、どこの自治体もいろんな工夫をしながら、またいろんな方法を考えて、苦慮の末にこの事業に取り組んでおられるというふうに思いますし、先ほど来市長の答弁の中にもあったように、米がかなり寒河江市の場合は返礼品の中で上位に入っておって、全国ランクでももうトップクラスというふうなことの答弁がございました。

簡単に寒河江の米が日本一になったというふうには私も思っておりませぬし、1俵の米を精米した状態で3回に分けてお届けをするというふうな、これも一つのアイデアだなというふうに思いますし、またほかの自治体から見れば、大体ほかの自治体さんは15キロを目安にしているののかなと。うちは、うちは20キロというふうなことで、返礼品として準備をしておられる。これも一つのまず客層を見た中での対応だというふうに思いますし、何ら問題のあるものではないというふうに思いますので、まず引き続きというふうなことでお取り組みをと思っておりますし、最近のこの国政の流れを見ておきますと、地方創生にしてもふるさと納税にしても、これまでのような国からのトップダウン方式というふうなことではなくて、地方自治体が自分のまちづくりを、将来を見据えた自分たちで決めていくというふうな方向に大きく転換しているというふうに私は感じております。

こういうような時代にあって非常に大事な考

え方というか、民間感覚というものを行政に取り入れるというのは、非常に大事なこととか、大事なポイントになってきているのかなというふうに思うわけで、とりわけこのふるさと納税制度なんていうのは、まさに商取引と言っても過言ではないくらいだというふうに思っております。この制度を上手に活用して大きな成果を上げることができれば、今右肩上がりであるわけですけれども、今議会にも問題になっているT P P対策あるいは地方創生、自主財源の拡大等々、いろんな方面に波及効果を期待できるというふうに考えております。

この施策を大きく飛躍させていくには、やはり市長が先頭に立っていただいて、市民一丸となった取り組みが不可欠だというふうに思いますが、現在の実績に満足することなく、ふるさと納税制度のさらなる取り組みの強化を強く提言申しあげ、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号13番から17番までについて、15番内藤 明議員。

○**内藤 明議員** 最後の一般質問であります、ここに立つといつも緊張をいたします。

通告に従って、市長並びに教育長に質問を行いますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

最初に、通告番号13番、T P P問題についてお伺いをいたします。

さて、自由貿易の推進は安倍政権が進める成長戦略の柱の一つとしていますが、T P P環太平洋パートナーシップ協定は、去る10月5日大筋合意に達したことが大々的に報じられております。しかし、合意されたとされるその内容については、国民や国民を代表する国会には何ら明

らかにされておられません。一方で、山形県や自民党等でT P Pについての対応策が検討されているとの報道もなされております。そして、11月25日には政府において大筋合意を受け、国内対策として農家や中小企業向けの支援策を盛り込んだ総合的なT P P関連政策大綱を発表し、2020年に農産物、食品の輸出を14年の6,117億円から1兆円にすること、インフラ輸出で3兆円を受注することなどを目標に掲げたと報じられております。

こうしたやり方は、国会決議をほごにしているから公表できないというふうな見方がありますが、いずれにしても国民や国会軽視であることには変わりはありません。このように、T P Pについて公表されていない中で、山形県等で対応策を検討、協議しているところを見ると、行政機関である寒河江市当局には合意内容について、あるいは極秘に伝えられているのではないかと考えられるわけではありますが、そこでお尋ねをしたいと思っております。

T P Pの合意内容と本市の産業や市民生活にかかわりにある課題について、本市の対応策を伺いたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来、先日の一般質問等でも御質問がありましたが、10月5日に大筋合意がされて、10月9日に政府のT P P総合対策本部というものが設置をされ、また10月の21日に山形県のT P P総合対策本部というものが設置をされているわけではありますが、具体的な我々に伝えられている動きということになりますと、大半が農林分野の動きでございます。

東北農政局主催の説明会、さらには山形県が開催した説明会、意見交換会というものも過日行われて、担当者が出席をしましてまいりましたが、残念ながら新聞報道の内容的には域を出るものではなくて、そういうことでありますので、寒河江市が知り得ている情報ということになりま

すと、現時点では市民の皆さんと同程度の内容になっているところがございます。

また、新聞報道も一部ありましたが、去る11月25日には農業委員会、それから認定農業者の合同研修会として東北大学大学院の盛田教授によるTPP大筋合意の概要と日本農業への影響と題した講演会を寒河江市のほうで独自に開催をされているわけですが、この具体的な内容、TPPの内容につきましては、政府は懸念、不安の払拭のためにも丁寧な説明会を開催していくということでもあります。そういったことでもありますので、寒河江市としても国や県あるいは大学などの研究機関から情報収集をしながら、その内容について整理研究していきたいというふうに考えておるところでございます。

政府のほうの情報発信では、農林水産業の成長産業化を一層進めるために、必要な政策は来年秋をめどに具体的な内容を詰める、ただし牛肉、豚肉の経営安定対策といった制度変更が必要なものについては、TPP発効前に準備を進めることとしているということでございます。

いずれにしても、なかなか先日来、答弁を申しあげておりますが、現時点ではまだ国の対応策というものがはっきりしていない状況でありますので、寒河江市といたしましては国のこれからの動向などを十分見きわめながら、また県の総合対策本部とも連動して適切な対応策について講じていけるように検討していきたいというふうに考えております。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 前の一般質問でも中に触れられておりましたので、今のような答弁になるだろうというものは予測できたわけですが、通告をしておりますので飛ばすわけにはいきませんから、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

そこで、実はこの大筋合意したとされる内容について、国民の前に明らかにしないこうした

やり方について、私はこんなやり方はおかしいなというふうに思います。そこで、13年4月の国会決議、農林水産委員会における決議があるわけですが、その中のことについてやっぱり触れなければならないというふうに思っているわけですが、一つは農林水産物の重要5品目について関税の堅持を求めるというようなことが一つであります。

そして、もう一つは、忘れてならないのは、この決議には交渉で得た速やかな情報について国会報告すると、そしてまた国民へ十分な情報提供をするということが入っているわけでありまして、そうしたことについてやっぱり内閣としてこれはきちっと守っていただきたいというふうなことが私の気持ちでございますが、そしてそうした合意について発表せずに、公表せずに猫だましみたいな感じで、例えばTPP関連の政策大綱をつくるなんということは、これは本末転倒だなというふうに私は思います。こうした姑息なやり方だというふうに私は思っているわけですが、許してはならないというふうに思っております。

もちろん国と地方とでは違いますけれども、同じ政治家として佐藤市長はこうしたやり方についていかがお思いになるか、大変恐縮ですが、ぜひ御見解を承りたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このTPPの大筋合意を受けて、我々基礎的自治体の首長としてどういう姿勢で望んでいくのかということについては、一つには全国市長会などでやはりきちっとした情報の開示をして、そして地域農業の、農業で言えばですね、地域農業の維持発展に支障の出ることがないように対策を講じていただくということを強く要望して、さきの全国市長会などでもそういう要望をしていっているところでもありますし、私個人的にもそういう考えであります。

ぜひ、市民の皆さんにも全体的にもう少しわ

かりやすく丁寧に、そして説明をしていきながら、さらにはその対策についてもきちっと打っていただきたい、説明をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も国民へ説明するのは、これは政府として当然のことです。これは、国会決議あるなしにかかわらず、そういうふうなやり方をすべきであるというふうに私も思います。本来なら、その決議を踏まえれば、これはやっぱりTPPの合意というのは破棄に値するというふうに私は個人的に思っています。

そこで、週刊エコノミスト12月8日号に東京大学大学院の鈴木宣弘教授の試算によりますと、このTPPの経済効果について内閣府と同じようなモデルを使って試算したそうですが、今回の合意により国内総生産のGDPの押し上げ効果はプラス5,000億円で、0.07%だそうであります。一方、農林水産分野の生産額は控え目に見ても1兆円を超えるマイナスで、食品加工生産額も1兆5,000億円に減るといふような計算になっているそうであります。TPPの本質は、グローバル企業と一般市民との戦いだといふふうに言い切っております。

私が心配しているのは、こういうふうな状況になってきますと寒河江市の農業だけでなく、一つ農業だけをとってみても、日本全体の農業が廃れてしまって、成り立っていかなくなるのではないかなというふうな心配を持っています。知識者が言うところによりますと、この自給率10%ぐらいになるのではないかというふうなお話もございませう。かつて、食料危機というふうなことも何回も直面をしたわけでありませうけれども、外国に胃袋を委ねるのは独立国としてはあってはならないなんていうことも、かつて言われたことがあります。こうした経緯を踏まえて、先ほど全国市長会等でいろいろ要請をされてきたというふうなお話もございませうが、こ

うした厳しい状況を踏まえてやっぱり、私の個人的な見解であります、破棄も含めてやっぱり県や国に対していろんな要請をしていくべきだろうというふうに考えているところでございませうので、市長の御見解を改めて伺いたいというふうに思っています。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私としては、寒河江の農業、そして農家の生活、農民の生活というものをやはり守っていく、あるいは発展をしていく、発展させていくというのが、私に課せられた使命でありますので、そういったことに対してこのTPPの大筋合意がどういう影響を及ぼしていくのかということについては、もう少し時間をかけて検討していかなければならないというふうに思っています。

これは前から申しあげておりであります、ぜひそこら辺のところについては国あるいは県からきちっとその内容などについて説明をしていただいて、その影響というものを我々も真剣に分析して、そして対応をしていく。そして、逆に農業、農家の所得向上などにつながっていくような対応を施策としても、あるいは要望としても取り組んでいかなければならないというふうに認識をしているところでございませう。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** やっぱり市民への大きい影響が出ないように、特にマイナスの影響が出ないようにぜひ対応策をとっていただきますようお願いをしておきたいというふうに思っています。

次に、通告番号14番のアベノミクスの経済効果についてお尋ねをしたいと思っています。

2012年12月に発足した安倍内閣は、それまでのデフレ経済を克服し、インフレを進めるための経済政策アベノミクスを打ち出しました。その柱は「3本の矢」と称されて、1つは大胆な金融政策、2つは機動的な財政政策、3つは民

間投資を喚起する成長戦略であります。その結果、円安は進み株価は上がり、大企業や大型投資家は大きな利益を手にしましたが、中小零細の企業では石油製品や原材料の値上げで厳しい条件下に置かれ、農業分野においても同様の指摘がございました。

労働分野においては、大企業で働く労働者の賃金は一定程度引き上げされましたけれども、中小企業の労働者はわずかばかりの賃上げで終わり、実質賃金は生活関連商品等の値上がりで目減りをしたというふうに言われております。こうしたことを受けて、多くの経済学者はアベノミクスの失敗を指摘しております。

ところが、安倍総理はその政策の検証をしないままに、最近「新3本の矢」を発表いたしました。これは、私はこのアベノミクスの失敗を覆い隠すものというふうに思っておりますが、そういうふうに指摘をさせていただきたいというふうに思います。

私は、これまで市内の企業者あるいは農業に携わる方々、そしてまた労働組合等の労働者の方々とお会いをし、アベノミクス、つまり安倍内閣の経済政策についていろいろ伺う機会がありましたけれども、大方は先ほど申しあげたような見方でございます。そこには、安倍内閣の言うトリクルダウなどは起きていないということでございます。

そこで伺いますが、アベノミクスがもたらした本市への総合的な経済効果をどのように御判断されているのか御答弁をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このアベノミクスの経済効果、なかなか分析が難しいのかなというふうにも、一概には言えないところがあるかと思っておりますけれども、一つの指標として市内企業200社を対象に市が独自に行っている業況調査というのがございますが、これはアベノミクスが始まっ

た直後の平成25年4月とことし、直近の平成27年10月の調査の結果を比較いたしますと、業況の項目におきましては、平均的な業況を100とした場合の業況感が25年4月では85.1%、27年10月では87.8%ということで、改善の方向に2.7ポイント高まっているというふうな結果が出ております。

また、今後半年の業況見込みでは、よい状況を示す、天気図記号に表現をしておりますが、よい状況を示す快晴、晴れの回答が22.7%から31.7%ということで、9ポイントふえている。また、悪い状況を示す曇り、雨の回答が31.3%から24.8%と6.5ポイント減っているということで、業況の回復見込みの傾向が見られるということではありますが、今回の調査において、ただし先行き不透明、いわゆる薄曇りとした回答が42.7%、半数近くあったということでもありますので、業況が好転しているとばかりはなかなか言えない状況なのではないかというような調査結果が出ているところでございます。

また、雇用の面で見ますと、市内企業100社を対象に市が行っております雇用動向調査の結果を見ますと、正社員が不足しているという回答が平成25年4月の、これは16社でありましたが、27年10月には26社ということで、10社ふえているところであります。また、これからの求人予定人数、求人を実施しようとする事業所数の回答でも、ともに増加の傾向を示しているところでございます。

有効求人倍率、ハローワーク寒河江管内の状況でも、25年4月の0.77倍から平成27年10月には0.99倍ということで、0.22ポイントふえている、1倍に近い数字になっているというふうなところでございます。

さらに、ことし4月、アベノミクス効果の成果を地方に広く行き渡らせることを目指した交付金、プレミアムつき寒河江さくらんぼ商品券の発行事業ということで実施をいたしま

したが、総額3億円の商品券を発行して、約6カ月の使用期間を終了して事業を終了いたしました。現在その結果について集約中ではありますが、この商品券が呼び水となった消費喚起効果額については、約1億8,000万円程度というふうに試算をしているところでございます。

そういういろんな調査結果によりますと、景況感では経済効果の実感にまだまだ足りないところも感じられる反面、雇用の面では好転も見られるというふうに今分析をしているところでございます。いずれにしても、さらに国あるいは県などのさまざまな施策の動向を見ながら、我々としては市内の雇用、景況の把握に一層努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 議論をしたいところもあるわけでありまして、次の課題もございまして、次に進めさせていただきたいと思っております。

次に、通告番号15番の地方創生についてお尋ねをしたいと思います。

先日も産業まつりという一般質問の答弁でも触れられておりましたけれども、来年1月に予定されている雪まつりの具体的な内容について伺いたいと思っております。

この雪まつりは、地方創生先行型の交付金を活用し、県と西村山1市4町で組織される実行委員会で行い、過日、第1回の実行委員会が開催されたというふうに報じられておりました。そこで伺いをしたいというふうに思いますが、実行委員会が協議されました雪まつりの具体的な内容について答弁をお願いしたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のとおり、先月13日、実行委員会が開催されたわけでありまして、その実行委員会が決められた具体的な内容についてお答えをしたいと思います。

期日は来年1月29日から31日までの3日間ということで、場所は最上川ふるさと総合公園で開催をするということであります。目的は、冬場における観光客誘客の推進のため、県内各地の雪まつりのオープニングイベントとして位置づけて実施をするものでございます。

具体的な内容としては、雪像の制作、花火の打ち上げ、有機EL等によるイルミネーション、さらに屋台村、雪遊び体験などを主なイベントの内容にしております。雪像につきましては、シンボルとなる雪像を制作しながら、県民参加型の雪像も多数制作をしていくということになっております。

今回の雪まつり、初めての試みではありますが、克雪、利雪など雪国ならではの県民のたくましいエネルギーを象徴するお祭りにはしたいと考えているところでありまして、若者や親子連れ、年配の方などあらゆる階層の方から楽しんでいただけるように、会場内での催事といたしましては滑り台、スノーモービルなど雪を生かした体験エリア、さらには1市4町を代表する食やお土産などを販売する屋台村、さらにはスペシャルライブや県内雪まつりのPRなどのステージイベントも予定しているところでございます。

多くの方に来ていただかなければなりませんので、観光客誘客のためにチラシ、ポスター、県内外の新聞やフリーペーパーなど観光宣伝にも力を入れていくということにしております。

また、西村山以外からの来場者も多数見込めますので、来場された皆様には西村山郡の各地に足を運んで伸ばしていただきたいと思います。そういう意味で、寒河江市観光キャンペーン推進協議会、山形DC推進協議会と連携をして、西村山郡の酒蔵、ワイナリー、さらには郷土料理、冬を楽しむ山形ならではの体験、温泉など冬の観光素材を生かしたバスツアーの企画などにも取り組んで、西村山1市4町への周遊促進を図っていきたいというふうに考えて

いるところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** そこでお尋ねしたいというふうに思いますのは、いろんな行事といいますか、いろんなイベントの中身、今ございましたけれども、今回の雪まつりについて新聞等によりますと海外の旅行者というのにもPRを行うとこういうようなことがありました。それで、外国人の観光客も招きたいというようなことだそうではありますが、大変お金もかかるんだろうなというふうに思いますので、事業費の内訳についてお聞きしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 事業費については、総額で7,000万円ということを予定しております。内訳は、山形県が半分の3,500万円、1市4町が半分の3,500万円ということであります。

それで、事業費、支出のほうについては、雪像などの制作と雪運搬経費について4,500万円、それから祭り運営事業費について2,100万円、それから宣伝事業費として400万円、合計して7,000万円というようにございますが、海外からの誘客のための経費はどうかということですが、現在台湾、香港、中国上海、韓国の海外コーディネーター及びシンガポール駐在員を通して、新たな山形県滞在旅行商品の企画提案やまたインバウンドチャーター便の県内空港への誘致活動等のPRを旅行エージェントに対して行っていただいております。その中でも、この雪まつりについての情報提供がなされるというふうに聞いております。

また、先ほど来りましたが、来年1月、2月に台湾からの観光客を乗せた山形空港発着の国際チャーター便が18便程度、運航予定であるというふうに聞いておりますので、今回の雪まつりへの誘客についても検討していただいているところでもありますので、我々も大いに期待したいというふうに考えております。

そういう意味で、今回、今申しあげた海外の旅行会社へのPR費用ということについては、この実行委員会の経費以外のレベルで、県レベルでの事業展開というふうになっているところでもあります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 細かいところまでお聞きして大変恐縮でございますが、わかりました。

それで、市民の間には、私どもも議会報告会ということでそれぞれ回らせていただいておりますが、そのほかにも市民の方から御意見がございまして、このイベントをほかにないようにはぜひしていただきたいとこういうふうな強い希望がありまして、そこにはこのイベントを起爆剤として、つまり寒河江が活性化するようになればいいなというふうなことのあらわれだというふうに私は思っておりますけれども、私自身もぜひそうあってほしいというふうに願っております。

ただ、一抹の不安がないわけではありません。金額が大きいだけに、それで一発花火で終わったなんてことのないようにはぜひお願いをしたいなというふうに思います。

このイベントを定着させて、地方創生をなすという意味でのことでぜひ続けていただきたいというふうな思いはありますけれども、そこでそのための、そうするためのポイントについてどのように市長はお考えになっているか、御見解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このイベントを継続していくためのポイントはどうかということですが、ポイントはまずは成功させなきゃいかんということですね。この成功というのをどういうふうに認識をするかということになるわけですが、もちろん多くの皆さんに御来場いただくということが一つであります。そして、おっしゃったようにほかに例のないような山形ら

しい、西郡らしい雪まつりにしていくということで、今知恵を絞ってほかにはないようなものに取り組んでいるということがあります。そういうイベントにしていく。

そして、成功したというのをどういうふうに認識をするかと。スケールとかそういうこともあります、あるいは県と1市4町が一緒になってしているということでもありますから、場所は寒河江市であります、4町にもやっぱり参加してよかった、成功したという認識をやっぱり持っていただくようなイベントにしていかなければならない、また来年も一緒にしたいというようなイベントにしていくということが大変大事であります。

何を言っているかということ、経済効果を4町のほうにも波及させていくということなしには、継続的な県と1市4町のイベントにはなっていないのではないかとこのように思いますので、そこら辺を我々としてはやはり意を用いながら今取り組みを進めているところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も市長と全く同感でございます。初年度のことしは、それはやっぱり何としても成功させなくちゃいかんというのは、これは私は必須要件だというふうに思っています。

財源をどうするかというのは、また問題は別にありますけれども、そのためにはさっきも市長も答弁されました4町に対する経済の波及効果ですね、それは当然のことだというふうに思います。ですから、例えば雪像をつくる際の例えば業者を頼むなんていうのは、4町に見渡し、目配りをしていただくというようなことも必要でありますし、それから西村山地域の住民がどのように参加できるかと。こぞって参加できるような対応をやっぱりつくっていく必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。

そこで、少し細かいことをお尋ねしたいというふうに思っているんですが、一つはマスコミには地元の料理、販売などとして焼き鳥とかラーメンなどの屋台村なんていうふうなことが書かれてございましたが、出店する店についてはそのほかどういうふうなものを考えておられるのか。私は、例えば子供たちを誘客……。子供たちが来るところには大人も来るんですね。ですから、露店なんかもあればなおいいのかなとこのように思っているんですが、ただ冬の時期ですからなかなか雪なんかもあると大変なところもあるというふうに思いますけれども、あるいはまたスペースの問題もありますけれども、例えば冬の時期ですから農産物なんかはどういうふうな状況にあるのか私はわかりませんが、トラック市なんかもやるところがございませぬ。そうしたものも含めていろいろ御検討をされてみてはいかがかなというふうに思っているんですが、この出店をどのようなものについてお考えになっているのか、お考えを教えてくださいたいと思います。

○**國井輝明議長** 松田課長。

○**松田 仁さくらんぼ観光課長** 出店の内容という御質問でございますけれども、現時点でございますけれども、議員さんおっしゃったようにスペースの問題もございませぬので、いろんな各町からの要望等もいろいろ集約した中でまとめていきたいとは思っていますけれども、現段階の検討内容というのはございまして、今おっしゃられたような寒河江の焼き鳥でありますとか、あとは河北町であればイタリア野菜を使ったピザとか、あとは大江町さんであれば煮込みや地鶏の料理とか、朝日町はダチョウ肉ソーセージとかいろんな町さんからの独自のPRしたい地場産の屋台村への提供の希望等が出ておるところでございます。

こういったことも含めて、さらには露店、焼き鳥等も含めて今後にぎやかになるような出店

のエリアづくりというものを検討中でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ありがとうございます。

そうですね、やっぱり1市4町の皆さんが参加できるような体制をやっぱりつくり上げていくことが重要だというふうに思いますので、今御答弁にもありました。ぜひ目配りをしていただきたいというふうに思います。

次に、通告番号16番の本市における特定空き家の実態と対応策についてお尋ねをしたいというふうに思います。

このところ少子高齢化を反映してのことか、市内でも空き家が多く目立つようになりました。中には、廃屋となって屋根が抜け落ちているというふうなところも見受けられます。近隣の住民は、何とかしてほしいというふうな願いはあるわけでありまして、持ち主あるいは相続人はかつてそこに一緒に住んでおったというふうな知り合い同士というふうなこともありまして、直接はなかなか言えないというのが現状のようであります。

私も議員として時折そうした相談を受けるわけでありまして、なかなか名案といえますか、浮かびません。それで、行政としてこの対応策を急いでおかないと、今後大変な状況が出てくるなというふうに思っておりますので、伺いたいというふうに思っているところであります。

一つは、既に空き家対策特別措置法が施行されて、本市でも空き家等の適正管理に関する条例も施行されているわけでありまして、そこで初めに国において定める特定空き家に関する指針、つまりガイドラインについてはどのようなものになっているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** お答えを申しあげたいというふうに思いますが、今年5月に国のほうで施行さ

れた空家等対策の推進に関する特別措置法で、特定空き家のガイドラインというのが定められているわけでありまして。そのガイドラインでは、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」「著しく環境を損なっている状態」「その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」、この4つの基準を参考にして悪影響の程度と危険性の切迫度などを勘案して「特定空家等」とするということふうに定められているところでございます。

各自治体は、この特定空き家等の所有者などに対して適切な対策を講じるよう助言、指導、勧告、命令、代執行ができるというふうになっているものでございます。また、荒廃して危険な空き家の撤去を促すために、ここが問題でありましたが、特定空き家に限定をして最大で固定資産税の6分の1の軽減措置をしないことなど住宅用地特例から除外することも定められているのでありますが、この空き家の問題は寒河江市も大変大きな問題というふうに思っておりますし、御指摘のとおり市で条例などもつくらせていただきましたが、ことし山形県宅地建物取引業協会寒河江地区にお願いをして、空き家の実態調査というものをいたしました。8月末現在で市内の空き家については全体で259棟となっております。そのうち、そのまま使用可能と思われるものが48棟、その他が211棟というふうになっております。

寒河江市ではバンク制度を設けているわけですが、現在この使用可能と思われる空き家の所有者などの同意を得て、建物の内部調査を実施しております。バンク登録に向けて作業を進めているという状況でありますので、つけ加えさせていただきます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 午前中に空き家対策のことでお尋ねをしたところでありますけれども、実態調査をした結果が259棟というふうなお話でございましたが、その中に例えばだいまお話のありました国のガイドラインに沿うと、市内にそれに該当するような数が相当あるなというふうに思いますけれども、行政指導をしているというふうなものはございますか。何件ぐらいございますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この国のガイドラインということによって行政指導という御質問であります。今年5月に特別措置法が施行されているわけがあります。この空き家対策というのは、申しあげるまでもなく、多くの自治体の共通課題ということもありまして、この11月に県の村山総合支庁が音頭を取って村山地域の全自治体が参画をして、村山地域の空き家対策研究会というものを設立になっております。

この研究会で、特定空き家の認定基準などについて村山地域の共通の判断の視点とか調査項目など一緒になって考えていく、統一した解釈というものをしていこうということで始めています。そういった意味で、ガイドラインによる認定基準の策定に向けて作業を始めたというところでもありますので、具体的にガイドラインによって行政指導をしたということは、まだありません。

しかしながら、御案内のとおり寒河江市においては平成25年7月に条例を施行しているわけでもありますね。この条例では、指導、助言、勧告、さらに命令、最終的には代執行もできるという内容になっているところでもあります。これ

までこの条例に基づき管理上、問題のある空き家の所有者などへ指導または助言の行政指導を行った件数は22件ございまして、そのうち空き家を解体していただいたというのは10件という状況になってございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 行政指導の中で解体をしていただいたというようなことでございます。次に、行政指導をしても改善されなくて勧告したものというふうにお尋ねしようと思ったんですが、それは今の御答弁でわかりましたので、それは割愛をさせていただきたいと思います。

次に、残すところ13分ですか。通告番号17番について、教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

今、日本においては労働環境が変化しております。非正規雇用などが増加するなどの結果、貧困問題が深刻化をしているところであります。厚労省がまとめた国民生活基礎調査2013年によりますと、国民の所得分布の中央値の半分の額、2012年は112万円だそうでありますけれども、未滿で暮らす世帯の割合を示す相対的貧困率は16.1%になっております。また、これらの世帯で暮らす18歳未滿の子供の貧困率は16.3%に上り、OECDが10月に公表した34加盟国の平均値13.7%を上回り、11番目に高いことが報じられております。

「子どもの貧困連鎖」、新潮文庫であります。PHP新書の「子どもの貧困VS生活保護」によると、子供の6人に1人が貧困状態にあるというふうに言われております。また、小学校へ入学するスタートラインから差がつき、親から子へ連鎖することも記されております。そして、貧困は地域で孤立に結びつき、それが原因で事故や事件に発展したケースも報じられておりますが、社会的、教育的にも大きな問題となっております。

そこでお伺いしますが、教育的な見地に立っ

て子供の貧困について教育委員会はどういうふうなお考えがあるのか承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 子供の貧困という大変深刻で、社会的にも非常に大きな問題だというふうに思いますが、今ありました子供の貧困率16.3%ということでありますが、特にひとり親世帯の貧困率という割合が深刻であるなということと、生活保護世帯の子供の高校進学率というものも低い傾向にある。さらには、親から子への貧困の連鎖、先ほどお話ありましたけれども、そういうことが見られるというようなことが指摘されているというふうに承知しております。大変憂慮しているところでございます。

子供の将来がやはり生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子供が健やかな成長ができる環境、社会というものを整えていく、つくっていくということと同時に、教育の機会均等を図っていくということが極めて大切だなとこんなふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** お考えはよくわかりました。

それで、厚労省が示す数字をとれば、6人に1人の割合にいるというふうになるわけでありませけれども、そういうふうに仮定をすれば本市でも相当数の数が、子供の貧困があるんでないかなというふうに思われます。教育委員会として、その実情をどういうふうに把握されているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 子供の貧困率ということで、先ほどお話にありましたように、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合ということでありませけれども、教育委員会として保護者の所得を把握するということはできませんし、しているものではございませぬので、ここでは本市の児童生徒、就学援助費交

付要綱というのがございますが、それに定める対象者、いわゆる要保護者、それから準要保護者というのがございますが、これについてお答えをさせていただきたいと思います。

本市の場合、平成27年現在、要保護児童生徒数は4名となっております。それから、それに準ずる準要保護児童生徒数は276名、合わせて280名がこの対象者となっております。

なお、要保護、準要保護のこの児童生徒数というのは、本市におきましても増加の傾向が見られるというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 要保護というふうなことでの話を今承ったわけでありませけれども、どういうふうにするか現実的な数値をつかめていないというふうな先ほどのお話がございました。

先日の新聞に、ちょうど去る11月21日の毎日新聞に載っておったんですが、軌を一にしたというふうに思っているんですが、国において貧困率のデータがあるにもかかわらず、その実態についてつかめていないということで、子供の貧困率の実態調査に市町村に促して、そしてあわせてこの調査を踏まえた自治体の事業にも助成をするというふうなことが新聞に載っておりました。これは、子供の貧困率について生活保護世帯やひとり親家庭の進学率や就職率というふうなことは、調査はあるんだそうでありませけれども、つまりそうした効果的な支援策を打ち出せないということで、世帯の収入やあるいは食事の回数、虫歯の数とかそういった、それから学校の出欠とか成績などもあわせて、この実情の把握に必要なだというふうに判断したんだろうというふうに思います。

調査については、都道府県を通じて希望する市町村を募るということがございました。そして、一億総活躍社会に向けた緊急対策に盛り込むというようなことございませ、補正予算にこの調査費を盛り込むそうでありませ。実態

をつかむ上で、本市もぜひ手を挙げてほしいなというふうに私は思っているわけですが、教育長の所見を伺いたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 今お話にあったことについては十分に承知しておりませんでしたので、確認をさせていただきまして、関係部局と連携して対応してまいりたいなというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 新聞に載っていることですから間違いのないことだろうというふうに思いますが、調査の上、適切な対応をしてくださるようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど交付要綱の中でのお話がございました。それによって、いろんな対応、対策を講じられているんだろうというふうに思いますが、どういうふうな対応策を講じられているのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 対応策につきましてどういうふうになっているかということですが、本市におきましては、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、その経済的負担を軽減すると、さらにそれをもって義務教育の円滑な実施に資するというので、学校教育法第19条の規定によりまして保護者の申請に基づいて審査を行って、該当する保護者に対し、先ほど申しあげましたけれども、児童生徒就学援助費交付要綱の定めによりまして就学援助費というのを交付しております。

具体的な内訳でございますが、給食費は実費の9割、修学旅行費あるいは校外活動費、こういったものは限度額はございますが実費を支給しております。それから、学用品費、これは年額で小学校が1万1,420円、中学校が2万2,320円の額を支給する。それぞれ項目がございます

が、こういったことで交付をしております。

また、生活保護法第6条第2項に該当する要保護児童生徒に対しましては、同法の第11条第1項第2号に規定してあります教育扶助の保護というのが適用されますので、その適用によって学用品、給食、これが扶助されていることになっております。したがって、就学援助費としてはその対象にならない修学旅行及び医療に係る経費を交付しているということでございます。

以上のようなことで、就学援助費の交付とかあるいは生活保護による教育扶助ということとしておりますけれども、貧困に対する有効な手だての一つであるというふうには思いますが、背景、要因、いろいろ複雑でありますので、その対策というのはいろいろ総合的に考えていなくてはいけないなというふうに思います。

教育委員会といたしましても、先ほど申しあげましたように、子供の将来にかかわることあります。生まれ育った環境によって左右されることのないように、今後も連携を密にして、市長部局と連携を密にしながら対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 申請に基づいて援助費を交付するというようなことでありましたが、中には申請することによって子供がいじめに遭うのではないかというふうなことを心配して、なかなかそれに踏み切れないというふうなことなどもあるというふうな話も伺っておりますので、ぜひそういうことのないように教育的な配慮もさることながら、社会全体がそういうふうになりますように私もそういう点で努めなくちゃいかなというふうに思っていますけれども、教育委員会にも対応をよろしくお願ひしたいというふうに考えておるところであります。

時間も迫ってまいりましたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時16分

- 國井輝明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。